

改正

昭和56年12月21日条例第22号

平成3年7月15日条例第18号

平成11年3月29日条例第10号

平成11年6月28日条例第24号

平成12年3月31日条例第5号

平成13年6月29日条例第19号

平成21年3月6日条例第4号

平成26年3月31日条例第12号

豊見城市都市計画審議会条例

(設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の2の規定に基づき、豊見城市都市計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ都市計画に関する事項について調査、審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

(1) 学識経験者 6人

(2) 市議会議員 4人

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が任命されたときにおける当該身分を失った場合は、委員を辞職したものとみなす。

3 委員の再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理

する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、都市計画部都市計画課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、昭和47年5月15日から施行する。

附 則 (昭和56年12月21日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成3年7月15日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成11年3月29日条例第10号)

この条例は、平成11年6月1日から施行する。

附 則 (平成11年6月28日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月31日条例第5号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年6月29日条例第19号)

この条例は、平成13年7月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月6日条例第4号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日条例第12号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。